

一般社団法人全大阪個人タクシー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全大阪個人タクシー協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の適正な経営と健全な発展を図るとともに、関係諸官庁、その他の機関と緊密な連絡をなし、この事業に課せられた公共性を高め、公衆の利便を図り、社会公共の福祉に寄与するとともに、会員相互間の連絡協調と団結により事業の安定と繁栄を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業（以下「この事業」という。）の適正経営のために必要な経営合理化対策及び事故防止対策
 - (2) 関係諸官庁に対する緊密な連絡協調並びにこの事業の監督育成のために行う協力
 - (3) 会員のために行う関係官庁への事務代行
 - (4) この事業の適正経営のために必要な調査研究資料収集及び統計の作成
 - (5) この事業の発展のために必要な講習会及び健康管理
 - (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、近畿運輸局長より許可及び認可を受けた個人タクシー事業者 50名以上で組織された団体であって、次条の規定により本協会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、別に定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。
- (4) 事業年度末において会員に所属する個人タクシー事業者（以下「組合員」という。）の数が 50 名未満となり、3 月を経過したとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 第 7 条の支払義務による抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年度 7 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに会員に通知しなければならない。ただし、社員全員の同意があるときは、招集の手続きをすることなく開催することができる。
- 3 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面をもって、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会長及びその総会において出席会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 25 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、2 名以内を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 本協会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- 5 監事には、本協会の理事及び本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって、会員に所属する組合員から選任する。ただし、理事のうち 5 名以内及び監事のうち 2 名以内を会員に所属する組合員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長が欠けたときは、次の理事会までの間、代行を行う。なお、副会長が複数ある場合は、副会長の互選とする。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第 27 条 本協会に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役は、本協会の会長経験者の中から、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 相談役は、本協会の運営に助言を行うことができる。
- 6 顧問及び相談役に関する必要事項は、理事会の決議を経て、別にこれを定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 委員会に関する必要事項は、理事会の決議を経て、別にこれを定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本協会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(剰余金分配の禁止)

第36条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、定時総会へ報告するものとする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立まで前事業年度の予算に準じて収入

及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(借入金)

第 39 条 本協会が資金の借入を行おうとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席会員の 3 分の 2 以上による決議を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 44 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長（代表理事）は新山紀之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行の際、現に顧問、相談役及び委員会の委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、それぞれ顧問、相談役及び委員会の委員に任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

- 5 この定款施行の際、現に本協会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもつて、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。
- 6 平成30年3月14日 臨時総会にて承認、即日施行する。
- 7 平成30年7月5日 総会にて承認、即日施行する。